

船舶インシデント調査報告書

平成24年4月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成23年7月1日 19時00分ごろ
発生場所	アメリカ合衆国アリューシャン列島アムチトカ島南方沖 （概位 北緯42°12′ 東経179°03′）
インシデント調査の経過	平成23年11月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八源榮丸、161トン AM1-553（漁船登録番号）、株式会社ヤマツ谷地商店 37.30m×6.36m×2.54m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数340、昭和53年6月6日
乗組員等に関する情報	機関長 男性 61歳 五級海技士（機関） 免許年月日 昭和46年4月2日 免状交付年月日 平成20年4月10日 免状有効期間満了日 平成26年4月6日
死傷者等	なし
損傷	主機過給機のノズルリング折損、ローター軸翼の損傷等
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、平成23年5月22日12時00分ごろ青森県八戸市八戸港を出港し、アムチトカ島南方沖において、主機駆動の発電機（以下「軸発」という。）を運転していか釣り漁の操業中、同年7月1日19時00分ごろ主機の運転音が変わり、回転数が低下するとともに煙突から黒煙を発生した。 操舵室にいた漁労長は、機関長及び操機長に状況を伝え、機関長等を機関室に赴かせたが、軸発の負荷を下げたところ黒煙が出なくなったことから、負荷を下げた状態で操業を継続することとした。 機関長及び操機長は、翌2日、前夜から当日朝にかけての操業が終わったのち、主機の点検を行い、過給機のノズルリングの損傷を発見したことから、破片等を取り除いて主機を始動して低速運転したところ、主機は、当初、異常は見られなかったが、しばらくして黒煙を発生するようになった。 本船は、自力航行を断念し、僚船にえい航されて八戸港へ帰航した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3～4、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機の過給機は、本インシデントの約3か月前の定期検査時に合わせて乗組員により開放掃除が行われていた。

	<p>本インシデント後、修理会社が点検したところ、主機の過給機は、ノズルリングが約4分の1にわたって欠損し、ノズル案内管（ノズルリングを組み込んで固定する部材）のノズル抑え部が損耗していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、アムチトカ島南方沖において操業中、主機の過給機のノズルリングが欠損したことから、給気量が不足して黒煙を発生し、主機の運転が継続できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>過給機は、ノズル案内管のノズル抑え部が損耗してノズルリングとノズル案内管との隙間が増大し、振動等によりノズルリングが欠損した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、アムチトカ島南方沖において操業中、主機の過給機のノズルリングが欠損したため、給気量が不足して黒煙を発生し、主機の運転が継続できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過給機を開放する際には、ノズルリングとノズル案内管との隙間の有無について確認すること。 ・ 過給機故障時の応急対応要領について熟知しておくこと。 	